

Ⅲ. リオ＋20・グリーン経済 資料編

●アジェンダ21の目次

国連環境開発会議で採択された、持続可能な開発を実現するための行動計画。4部構成全40章から成り、英文で500ページに及ぶ。「セクションⅠ．社会的・経済的側面」、「セクションⅡ．開発資源の保護と管理」、「セクションⅢ．主たるグループの役割の強化」、「セクションⅣ．実施手段」となっており、貧困・消費形態・人口・居住・女性・先住民・非政府組織・資金等、幅広い分野を扱っている。目次は、以下の通り。

第1章 前文

[セクションⅠ．社会的・経済的側面]

第2章 開発途上国の持続可能な開発を促進するための国際協力と関連国内政策

第3章 貧困の撲滅

第4章 消費形態の変更

第5章 人口動態と持続可能性

第6章 人の健康の保護と促進

第7章 持続可能な人間居住の開発の促進

第8章 意志決定における環境と開発の統合

[セクションⅡ．開発資源の保護と管理]

第9章 大気保全

第10章 陸上資源の計画及び管理への統合的アプローチ

第11章 森林減少対策

第12章 脆弱な生態系の管理：砂漠化と旱魃（かんばつ）の防止

第13章 脆弱な生態系の管理：持続可能な山岳開発

第14章 持続可能な農業と農村開発の促進

第15章 生物多様性の保全

第16章 バイオテクノロジーの環境上健全な管理

第17章 海洋、閉鎖性及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発

第18章 淡水資源の質と供給の保護：水資源の開発、管理及び利用への統合的アプローチの適用

第19章 有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理

第20章 有害廃棄物の不法な国際取引の防止を含む、有害廃棄物の環境上適正な管理

第21章 固形廃棄物及び下水関連問題の環境上健全な管理

第22章 放射性廃棄物の安全かつ環境上適正な管理

[セクションⅢ．主たるグループの役割の強化]

- 第 23 章 前文
- 第 24 章 持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動
- 第 25 章 持続可能な開発における子供及び青年
- 第 26 章 先住民及びその社会の役割の認識及び強化
- 第 27 章 非政府組織の役割強化
- 第 28 章 アジェンダ 21 の支持における地方公共団体のイニシアティブ
- 第 29 章 労働者及び労働組合の役割の強化
- 第 30 章 産業界の役割の強化
- 第 31 章 科学的、技術的団体
- 第 32 章 農民の役割の強化

[セクションⅣ．実施手段]

- 第 33 章 資金源及びメカニズム
- 第 34 章 環境上健全な技術の移転、協力および対処能力の強化
- 第 35 章 持続可能な開発のための科学
- 第 36 章 教育、意識啓発及び訓練の推進
- 第 37 章 開発途上国における能力開発のための国のメカニズム及び国際協力
- 第 38 章 国際的な機構の整備
- 第 39 章 国際的法制度及びメカニズム
- 第 40 章 意思決定のための情報

●ミレニアム開発目標 (MDGs) の目標・ターゲット・指標 (外務省 HP より <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html#goals>)

ゴール	目標とターゲット	指標
ゴール 1: 極度の貧困と飢餓の撲滅	ターゲット 1.A: 2015 年までに 1 日 1.25 ドル未満で生活する人口の割合を 1990 年の水準の半數に減少させる。	1.1 1 日 1.25 ドル (購買力平価) 未満で生活する人口の割合 1.2 貧困ギャップ比率 1.3 国内消費全体のうち、最も貧しい 5 分の 1 の人口が占める割合
	ターゲット 1.B: 女性、若者を含むすべての人々に、完全かつ生産的な雇用、そしてデューセント・ワークの提供を実現する。	1.4 就業者 1 人あたりの GDP 成長率 1.5 労働年齢人口に占める就業者の割合 1.6 1 日 1 ドル (購買力平価) 未満で生活する就業者の割合 1.7 総就業者に占める自営業者と家族労働者の割合
	ターゲット 1.C: 2015 年までに飢餓に苦しむ人口の割合を 1990 年の水準の半數に減少させる。	1.8 低体重の 5 歳未満児の割合 1.9 カロリー消費が必要最低限のレベル未満の人口の割合
	ゴール 2: 初等教育の完全普及の達成	2.1 初等教育における純就学率 2.2 第 1 学年に就学した生徒のうち初等教育の最終学年まで到達する生徒の割合 2.3 15～24 歳の男女の識字率
ゴール 3: ジェンダー平等推進と女性の地位向上	ターゲット 3.A: 可能な限り 2005 年までに、初等・中等教育における男女格差を解消し、2015 年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。	3.1 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率 3.2 非農業部門における女性賃金労働者の割合 3.3 国会における女性議員の割合
ゴール 4: 乳幼児死亡率の削減	ターゲット 4.A: 2015 年までに 5 歳未満児の死亡率を 1990 年の水準の 3 分の 1 に削減する。	4.1 5 歳未満児の死亡率 4.2 乳幼児死亡率 4.3 はしかの予防接種を受けた 1 歳児の割合
ゴール 5: 妊産婦の健康の改善	ターゲット 5.A: 2015 年までに妊産婦の死亡率を 1990 年の水準の 4 分の 1 に削減する。	5.1 妊産婦死亡率 5.2 医師・助産婦の立ち会いによる出産の割合
	ターゲット 5.B: 2015 年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現する。	5.3 避妊具普及率 5.4 青年期女子による出産率 5.5 産前ケアの機会 5.6 家族計画の必要性が満たされていない割合

出典：グリーンエコノミーフォーラム作成「MDGs の目標とターゲット」

ゴール	目標とターゲット	指標
ゴール 6： HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止	ターゲット 6.A： HIV/エイズの蔓延を 2015 年までに食い止め、その後減少させる。	6.1 15～24 歳の HIV 感染率 6.2 最後のハイリスクな性交渉におけるコンドーム使用率 6.3 HIV/エイズに関する包括的かつ正確な情報を有する 15～24 歳の割合 6.4 10～14 歳の、エイズ孤児ではない子どもの就学率に対するエイズ孤児の就学率
	ターゲット 6.B： 2010 年までに HIV/エイズの治療への普遍的アクセスを実現する。	6.5 治療を必要とする HIV 感染者のうち、抗レトロウイルス薬へのアクセスを有する者の割合
	ターゲット 6.C： マラリア及びその他の主要な疾病の発生を 2015 年までに食い止め、その後発生率を減少させる。	6.6 マラリア有病率及びマラリアによる死亡率 6.7 殺虫剤処理済みの蚊帳を使用する 5 歳未満児の割合 6.8 適切な抗マラリア薬により治療を受ける 5 歳未満児の割合 6.9 結核の有病率及び結核による死亡率 6.10 DOTS（短期科学療法を用いた直接監視下治療）の下で発見され、治療された結核患者の割合
	ターゲット 7.A： 持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる。	7.1 森林面積の割合 7.2 二酸化炭素の総排出量、一人当たり排出量、GDP1 ドル（購買力平価）当たり排出量
	ターゲット 7.B： 生物多様性の損失を 2010 年までに確実に減少させ、その後も継続的に減少させ続ける。	7.3 オゾン層破壊物質の消費量 7.4 安全な生態系限界内での漁獲資源の割合 7.5 再生可能水資源総量の割合 7.6 保護対象となっている陸域と海域の割合 7.7 絶滅危機に瀕する生物の割合
	ターゲット 7.C： 2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。	7.8 改良飲料水資源を継続して利用できる人口の割合 7.9 改良衛生施設を利用できる人口の割合
	ターゲット 7.D： 2020 年までに、少なくとも 1 億人のスラム居住者の生活を改善する。	7.10 スラムに居住する都市人口の割合
ゴール 7： 環境の持続可能性確保		

ゴール	目標とターゲット	指標
ゴール 8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進	ターゲット 8.A： さらに開放的で、ルールに基づき、予測可能でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築する（良い統治、開発及び貧困削減を国内的及び国際的に公約することを含む。） ターゲット 8.B： 後発開発途上国の特別なニーズに取り組む（後発開発途上国からの輸入品に対する無税・無枠、重債務貧困国（HIPC）に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム、貧困削減にコミットしている国に対するより寛大な ODA の供与を含む。） ターゲット 8.C： 内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む（小島嶼開発途上国のための持続可能な開発プログラム及び第 22 回国連総会特別会合の規定に基づく。） ターゲット 8.D： 債務を長期的に持続可能なものとするために、国内及び国際的措置を通じて開発途上国の債務問題に包括的に取り組む。 ターゲット 8.E： 製薬会社と協力して、開発途上国において人々が安価で必要不可欠な医薬品を入手できるようにする。 ターゲット 8.F： 民間部門と協力して、特に情報・通信における新技術による利益が得られるようにする。	以下に挙げられた指標のいくつかについては、後発開発途上国、アフリカ、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国に関してそれぞれ個別にモニターされる。 政府開発援助（ODA） 8. 1 ODA 支出純額（全体および後発開発途上国向け）が OECD 開発援助委員会（DAC）ドナー諸国の国民総所得（GNI）に占める割合 8. 2 基礎的サービスに対する DAC ドナーの分野ごとに配分可能な二国間 ODA の割合（基礎教育、基礎医療、栄養、安全な水及び衛生） 8. 3 DAC ドナー諸国のアンタイド化された二国間 ODA の割合 8. 4 内陸開発途上国の GNI に対する ODA 受取額 8. 5 小島嶼開発途上国の GNI に対する ODA 受取額 市場アクセス 8. 6 先進国における、開発途上国及び後発開発途上国からの輸入品の無税での輸入割合（価格ベース。武器を除く。） 8. 7 先進国における、開発途上国からの農産品及び繊維・衣料輸入品に対する平均関税率 8. 8 OECD 諸国における国内農業補助金の国内総生産（GDP）比 8. 9 貿易キャパシティ育成支援のための ODA の割合 債務持続可能性 8. 10 HIPC イニシアティブの決定時点及び完了時点に到達した国の数 8. 11 HIPC イニシアティブ及び MDRI イニシアティブの下でコミットされた債務返済額 8. 12 商品及びサービスの輸出額に対する債務返済額の割合
		8. 13 安価で必要不可欠な医薬品を継続的に入手できる人口の割合
		8. 14 人口 100 人当たりの電話回線加入者数
		8. 15 人口 100 人当たりの携帯電話加入者数
		8. 16 人口 100 人当たりのインターネット利用者数

出典：グリーンエコノミーフォーラム作成「MDGs の目標とターゲット」

●国連グローバル・コンパクトの10原則

<人権>

原則1 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきである

原則2 企業は、自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである

<労働>

原則3 企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持すべきである

原則4 企業は、あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持すべきである

原則5 企業は、児童労働の実効的な廃止を支持すべきである

原則6 企業は、雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである

<環境>

原則7 企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである

原則8 企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである

原則9 企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである

<透明性と腐敗防止>

原則10 企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである

ISO 26000 を理解する

目次

ISO 26000—その要旨	1
なぜ社会的責任が重要なのか？	1
ISO 26000 の実施による利点は何か？	2
誰が ISO 26000 の便益を享受し、それはどのようにして享受するのか？	2
認証用ではない	3
ISO 26000 には何が規定されているのか？	3
どのように ISO 26000 を実施したらいいか？	6

ISO 26000—その要旨

この文書は、自主的な国際規格 ISO 26000:2010“社会的責任の手引”の基本的な理解を助けるものである。この文書は、官民両セクターのあらゆる種類の組織が、社会的に責任のある方法でその運営を行うことで便益を享受する手段として、ISO 26000 の実施の検討を助ける最初のステップとなることを目的としている。

なぜ社会的責任が重要なのか？

世界中の組織及びそのステークホルダーは、社会的に責任ある行動の必要性、及び社会的に責任ある行動による利益をますます強く認識するようになっている。社会的責任の目的は、持続可能な発展に貢献することである。

組織が活動する社会、及び組織が環境に与える影響と関係する組織のパフォーマンスは、その組織の全体的なパフォーマンス及び効果的に活動続ける能力を測定する上で不可欠な部分となっている。これは、一つには、健全な生態系、社会的平等及び組織統治の確保の必要性に対する認識の高まりを反映するものである。長い目で見れば、全ての組織の活動は世界の生態系の健全性に依存している。組織は様々なステークホルダーによるこれまでに以上で厳しい監視の下に置かれている。

ISO 26000 の実施による利点は何か？

社会的責任に関する組織のパフォーマンスの認識及び現状は、特に次の事項に影響を及ぼす可能性がある。

- 競争上の優位性
- 評判
- 労働者若しくは構成員、顧客、取引先又は使用者を引き付け、とどめておく能力
- 従業員のモラル、コミットメント及び生産性の維持
- 投資家、所有者、資金寄与者、スポンサー及び金融界の見解
- 会社、政府、メディア、供給業者、同業者、顧客及び組織が活動するコミュニティとの関係

誰が ISO 26000 の便益を享受し、それはどのようにして享受するのか？

ISO 26000は、その規模又は所在地に関係なく、あらゆる種類の組織に対して、次の事項に関する手引を示す。

1. 社会的責任に関する概念、用語及び定義
2. 社会的責任の背景、潮流及び特徴
3. 社会的責任に関する原則及び慣行
4. 社会的責任に関する中核主題及び課題
5. その組織全体及びその組織の影響力の範囲における、その組織の方針及び慣行を通じた、社会的に責任ある行動の統合、実施及び推進
6. ステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメント
7. 社会的責任に関するコミットメント、パフォーマンス、その他の情報の伝達

ISO 26000は、組織の持続可能な発展への貢献を助けることを意図している。ISO 26000は、法令順守はあらゆる組織の基本的な義務であり、組織の社会的責任の基礎的な部分であるとの認識に立って、組織が法令順守以上の活動に着手することを奨励することを意図している。ISO 26000は、社会的責任の分野における共通の理解を促進することを意図し、社会的責任に関する他の文書及びイニシアチブを補完することを意図しているものであり、それらに取って代わろうとするものではない。

ISO 26000を適用する際に、組織は、国際行動規範との整合性をとりつつ、経済状況の違いに加えて、社会、環境、法、文化、政治及び組織の多様性を考慮に入れることが望ましい。

認証用ではない

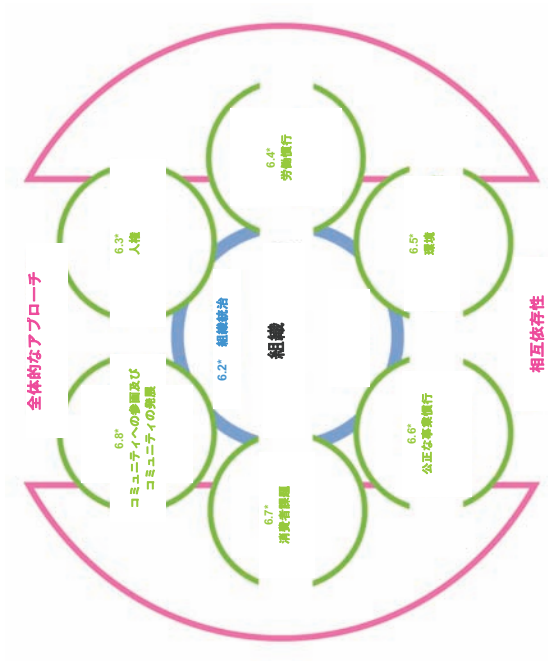
ISO 26000は、マネジメントシステム規格ではない。ISO 26000は、認証目的、又は規制若しくは契約のために使用することを意図したものではなく、それらに適切なものでもない。このISO 26000の認証を授けるといういかなる申し出も、又は認証を取得したという主張も、ISO 26000の意図及び目的を正確に表しておらず、ISO 26000を誤用していることになる。ISO 26000は要求事項を含むものではないため、上記のような認証はISO 26000への適合を表すことにはならない。

ISO 26000 には何が規定されているのか？

ISO 26000 は、それに定義された次の図に描かれた社会的責任の 7 つの中核主題を取り扱っている。図は、規格で対応する簡条を参照している。

表及び図

社会的責任：7 つの中核主題



*註記 図は、ISO 26000 において対応する簡条番号を示している。

ISO 26000 の概要

簡条のタイトル	簡条番号	簡条の内容の説明
適用範囲	1	ISO 26000 で取り上げる主題を定義し、制限又は除外項目がある場合はそれらを特定する。
用語及び定義	2	ISO 26000 で使用する重要な用語を特定し、その定義を示す。これらの用語は、社会的責任を理解し、ISO 26000 を利用する上で基本的に重要なものである。
社会的責任の理解	3	これまで社会的責任の発展に影響を与え、その性質及び慣行に今なお影響し続ける重要な要素及び条件について記述する。社会的責任の概念そのものについても、それが何を意味し、どのように組織に適用されるかについても提示する。 この簡条は、ISO 26000 の使用に関する中小規模の組織のための手引を含む。
社会的責任の原則	4	社会的責任の原則を紹介し、説明する。
社会的責任の認識及びステークホルダーエンゲージメント	5	社会的責任の二つの慣行を取り扱う：組織の社会的責任の認識、並びに組織によるステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメント。この簡条は、組織、そのステークホルダーと社会との関係、社会的責任の中核主題及び課題の認識、並びに組織の影響力の範囲に 手引を示している。
社会的責任の中核主題に関する手引	6	社会的責任に関連する中核主題及びそれに関連する課題について説明する（表2参照）。中核主題ごとに、その範囲、その社会的責任との関係、関連する原則及び考慮点、並びに関連する行動及び期間に関する情報が提供されている。
組織全体に社会的責任を統合するための手引	7	社会的責任を組織内で慣行とするための手引を提供する。これには次の手引が含まれる：組織の社会的責任の理解、社会的責任の組織全体への統合、社会的責任に関するコミュニケーション、社会的責任に関する組織の信頼性の向上、進捗の確認及びパフォーマンスの向上、並びに社会的責任に関する自主的なイニシアチブの評価。
社会的責任に関する自主的なイニシアチブ及びツールの例	附属書 A	社会的責任に関する自主的なイニシアチブ及びツールの限定的なリストを提示する。これらの自主的なイニシアチブ及びツールは、一つ以上の中核主題又は組織への社会的責任の統合の側面に関わるものである。
略語	附属書 B	ISO 26000 で使用する略語。
参考文献		ISO 26000 の本文で出典として参照された権威ある国際的な文書及び

	ISO規格への参照を含む。
--	---------------

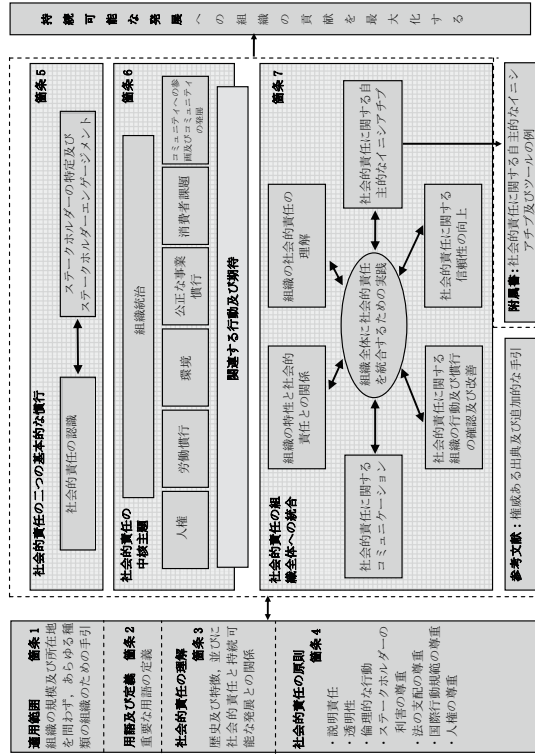
ISO 26000 における社会的責任の中核主題及び課題

中核主題及び課題		掲載されている 部分番号
中核主題 1 組織統治		
中核主題 1 人権		6.2
課題 1：ダイジェンス		6.3
課題 2：人権に關する組織的状況		6.3.4
課題 3：人権に關する組織的状況		6.3.5
課題 4：苦情解決		6.3.6
課題 5：差別及び社会的弱者		6.3.7
課題 6：市民的及び政治的権利		6.3.8
課題 7：経済的、社会的及び文化的権利		6.3.9
課題 8：労働における基本的原則及び権利		6.3.10
中核主題 1 労働慣行		6.4
課題 1：雇用及び雇用関係		6.4.3
課題 2：労働条件及び社会的保護		6.4.4
課題 3：社会対話		6.4.5
課題 4：労働における安全衛生		6.4.6
課題 5：職場における人材育成及び訓練		6.4.7
中核主題 2 環境		6.5
課題 1：汚染の予防		6.5.3
課題 2：持続可能な資源の利用		6.5.4
課題 3：気候変動の緩和及び気候変動への適応		6.5.5
課題 4：環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復		6.5.6
中核主題 2 労働慣行		6.6
課題 1：汚染防止		6.6.3
課題 2：責任ある政治的関与		6.6.4
課題 3：公正な競争		6.6.5
課題 4：バリエーションにおける社会的責任の推進		6.6.6
課題 5：財産権の尊重		6.6.7
中核主題 2 消費者問題		6.7
課題 1：公正なマーケティング、事実に関しした誤りのない情報、及び公正な契約慣行		6.7.3
課題 2：消費者の安全衛生の保護		6.7.4
課題 3：持続可能な消費		6.7.5
課題 4：消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決		6.7.6
課題 5：消費者データ保護及びプライバシー		6.7.7
課題 6：必要不可欠なサービスへのアクセス		6.7.8
課題 7：教育及び意識向上		6.7.9
中核主題 2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展		6.8
課題 1：コミュニティへの参画		6.8.3
課題 2：教育及び文化		6.8.4
課題 3：雇用創出及び技能開発		6.8.5

課題 4：技術の開発及び技術へのアクセス	6.8.6
課題 5：寛及び所得の創出	6.8.7
課題 6：健康	6.8.8
課題 7：社会的投資	6.8.9

次の図は、ISO 26000 の概要を示すものであり、組織が規格における様々な箇条間の関係を理解するのを助けることを意図している。

ISO 26000 の図式による概要



どのように ISO 26000 を実施したらいいか？

社会的責任の特徴、及び社会的責任と持続可能な発展との関係 (箇条 3) を考えた後、組織は箇条 4 で説明している社会的責任の原則を確認すべきことを勧める。社会的責任を実践するとき、組織はそれぞれの中核主題 (箇条 6) に特有の原則とともに、これらの原則を尊重し、取り組むべきである。

社会的責任の中核主題及び課題、並びにそれぞれの関連する行動及び期待 (箇条 6) を分析する前に、組織は社会的責任の二つの基本的慣行を考えてみるべきである。すなわち、

ISO 26000 – Social Responsibility Discovering ISO 26000

財団法人 日本規格協会訳

自らの影響力の範囲における社会的責任を認識すること、及び自らのステークホルダー（簡条5）を特定し、エンゲージメントを行うことである。

原則が理解でき、社会的責任の中核主題及び関連する重要な課題が特定できたら、組織は、簡条7の手引を使って自らの決定及び活動の全てに社会的責任を統合するよう努力すべきである。これには、次の慣行が含まれる。社会的責任をその組織の方針、組織文化、戦略及び業務に導入すること、内部に社会的責任の力量を構築すること、社会的責任に関連する内外とのコミュニケーションをとること、並びにこれらの社会的責任に関連する行動及び慣行を定期的に確認することである。

社会的責任の中核主題及び統合の慣行についての更なる手引を、權威ある情報源（参考文献）、並びに様々な自主的なイニシアチブ及びツール（そのうちの世界的な例を附属書Aで紹介している。）から入手することができる。

社会的責任に取り組み、実践するとき、組織にとっての最も重要な目標は、持続可能な発展への貢献を最大化することである。

ビジネスと人権に関する指導原則： 国際連合「保護、尊重及び救済」フレームワーク の実施のために

■2005年に国際連合事務総長特別代表に任命されたジョン・ラギーは、2008年に「保護、尊重及び救済」枠組という提案を人権理事会に出し、承認されました。これは「国際連合『保護、尊重及び救済』枠組」と呼ばれ、各国政府、企業と業界団体、市民社会、労働団体などから広く支持を受けることになりました。その結果、「保護、尊重及び救済」枠組は、国際標準化機構（ISO）によって2010年に発行されたISO26000（社会的責任に関する手引き）や、2011年に改訂された経済協力開発機構（OECD）の多国籍企業行動指針にも取り入れられました。

■さらに、国際連合人権理事会は、ラギーに前述の「枠組」を実施するための具体的な原則の策定を求め、それを受けてラギーは、「ビジネスと人権に関する指導原則」を提出しました。これが、2011年7月全会一致で承認され（理事会決議 17/4）、すべての国と企業が尊重すべきグローバル基準となりました。法的拘束力を持つものではないにしても、国の施策や企業の決定と活動を人権の観点からどのように見るべきかを明らかにし、国際法や国内法の人権保護・尊重規定とのかかわりも明らかにしています。

■ここでは、国際連合「保護、尊重及び救済」枠組、ビジネスと人権に関する指導原則の構成と、特に企業に関わる原則の主要な論点を簡潔に紹介します。

Business and Human Rights



「一般原則」に含まれる重要な視点

この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用されることを考えて作られています。「すべての企業とは、その規模、業種、拠点、所有形態及び組織構成に関わらず、多国籍企業、及びその他の企業を含む」とされています。

「この指導原則は、社会的に弱い立場に置かれ、排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人の権利とニーズ、その人たちが直面する課題に特に注意を払うことを求めています。また、性別による差別的な取り扱いがないように、実施されなければなりません。

国際連合「保護、尊重及び救済」枠組

Protect

Respect

Remedy

「この枠組は3本の柱に支えられている。第一は、しかるべき政策、規制、及び司法的裁定を通して、企業を含む第三者による人権侵害から保護するという国家の義務である。第二は、人権を尊重するという企業の責任である。これは、企業が他者の権利を侵害することを回避するために、また企業が絡んだ人権侵害状況に対処するためにデュー・ディリジェンスを実施して行動すべきであることを意味する。第三は、犠牲者が、司法的、非司法的を問わず、実効的な救済の手段にもっと容易にアクセスできるようにする必要があるということである。」（指導原則への序文 段落6より引用）

「ビジネスと人権に関する指導原則」の全体構成

I. 人権を保護する国家の義務

Protect

A. 基盤となる原則（原則1-2）

B. 運用上の原則

- ・ 一般的な国家の規制及び政策機能（原則3）
- ・ 国家と企業のつながり（原則4-6）
- ・ 紛争影響地域において企業の人権尊重を支援すること（原則7）
- ・ 政策の一貫性を確保すること（原則8-10）

II. 人権を尊重する企業の責任

Respect

A. 基盤となる原則（原則11-15）

B. 運用上の原則

- ・ 方針によるコミットメント（原則16）
- ・ 人権デュー・ディリジェンス（原則17-21）
- ・ 是正（原則22）
- ・ 状況の問題（原則23-24）

III. 救済へのアクセス

Remedy

A. 基盤となる原則（原則25）

B. 運用上の原則

- ・ 国家基盤型の司法的メカニズム（原則26）
- ・ 国家基盤型の非司法的苦情処理メカニズム（原則27）
- ・ 非国家基盤型の苦情処理メカニズム（原則28-30）
- ・ 非司法的苦情処理メカニズムのための実効性の要件（原則31）

（4ページへ）

I. 人権を保護する国家の義務

「I. 人権を保護する国家の義務」では、企業との関係で国家の人権保護義務のあり方が示されています。国家は、その領域で、また管轄内で人権が侵害されることを防ぎ、もし侵害が起こったときには、その侵害状態を取り除き、責任者の処罰と必要な場合には補償を確保する義務があります。また国家は、企業に対して、様々な立法的、司法的、行政的方法によって、企業活動を通じて人権が尊重されるよう、求める必要があります。

II. 人権を尊重する企業の責任

人権を尊重する企業の責任は、「すべての企業に期待されるグローバル行動基準」です。ここでいう人権は国際的に認められた人権で、企業は、人権に関する国内法令を超える普遍的な国際基準の遵守が求められます。具体的には、国際人権章典や「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言」で述べられている権利のほか、国際連合で採択された人権条約や宣言が扱う、先住民族、女性、民族的または種族的、宗教的、言語的少数者、子ども、障がい者及び移住労働者とその家族の権利などのことです。

企業は、その事業活動によってステークホルダーの人権を侵害したり、取引関係を通じて間接的に、人権への負の影響を及ぼすことがあるかもしれません。このような事態を避け、防ぎ、実際に人権への負の影響が及んだ場合には、これに適切に対処する責任があります。

人権を尊重する責任を果たすために企業に求められるのは、ステークホルダーの人権を尊重することが企業にとって優先課題であるということを知覚し、それを形にして公に示すことです。そのためには次のような行動をとることが大切です。

- 人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント（policy commitment）
- 人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つという人権デュー・ディリジェンス（human rights due diligence）・プロセス
- 企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響を是正（remediation）するプロセス

（3ページへ）

policy commitment

方針によるコミットメント（原則16）

企業は、すべての企業活動において人権を尊重する責任を、まず方針として公にします。方針は、企業のトップが指し示し、これを全企業挙げて保持することが必要です。方針には、社員ばかりではなく取引先、企業に関わる他の関係者に対して企業が持つ、人権についての期待が明記されていなくてはなりません。方針を策定するときには人権についての専門的助言を得ることが有益です。そして、企業は、方針を内部統制や監理を含む企業活動のあらゆる部門に組み入れ、定着させるために必要な体制を整え、努力することが必要です。それには企業のトップレベルからの一貫したメッセージとリーダーシップが不可欠です。

human rights due diligence

人権デュー・ディリジェンス（原則17-21）

企業が方針を定着させ、人権を尊重する責任を果たすためには、人権デュー・ディリジェンスを実行することが有効です。人権デュー・ディリジェンスとは、企業活動による人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかというPDCAのサイクルを回すことです。

人権への負の影響の特定、分析、評価

企業が関与する、人権への負の影響について、特定し、分析し、評価することから始まります。特定の事業が、特定の人びとに対してどのような影響を及ぼす、あるいは及ぼす可能性があるかを理解することが大切です。

その際にはこれまで使われてきたリスク評価、環境・社会影響評価などの手法を使うことが可能です。影響を受けるステークホルダーとの協議をこの段階で組み込むことも大切です。

情報提供

企業は、人権への負の影響についてどのような対処をし、その結果はどうであったかということについて、いつでも外部に知らせる体制を整える必要があります。

影響を受けるステークホルダーに対する情報提供は特に大切です。そうすることによって、企業自身が人権尊重を実践していることを確認しながら、人権を尊重する責任を果たそうとしていることを公に示すことができます。

適切な対処のための行動

実際の、または起こりうる人権への負の影響を特定、分析、評価した結果を、企業の対処プロセスに組み込み、適切な行動を起こします。企業として責任を果たすためには、企業内の一部門に対処を任せただけでは不十分なことがあります。効果的な対処は企業の責任として行うことで可能となります。

取引関係によって、他の企業が絡んでくる場合、企業がどこまで影響力を行使して不当な慣行を変えさせることができるかが問題となります。

人権侵害の深刻さ、取引関係の重要度、取引関係の破棄の可能性などを考慮しながら、人権への負の影響を防ぎ、軽減し、取り除くことに努める必要があります。

継続的追跡評価

企業は、これまでなされた対処の結果を追跡評価する必要があります。追跡評価は、質的そして量的な指標に基づいてなされます。

追跡評価によって、企業の人権方針が事業活動において適切に生かされているか、人権への影響に効果的な対応ができていないかが判断され、その時点で事業活動の適切な修正、変更が可能となります。

このような追跡評価は一度だけではなく事業が続く限り継続的に行われます。また、影響を受けたステークホルダーを含む、企業内外からのフィードバックも活用すべきです。

remediation

是正（原則22）

企業は、人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長したことが明らかになる場合には、人権デュー・ディリジェンス・プロセスなどを通じて状況を特定し、是正に努めなければなりません。是正のための積極的で効果的な取り組みは企業の人権尊重責任です。企業活動によって影響を受ける人びとに対する事業レベルの苦情処理メカニズムは、是正を可能にする一つの方策ですが、このようなメカニズムには備わっているべき条件があり、それは原則31に詳しく述べられています。

状況の問題（原則23－24）

企業は、どこで事業をおこなうにしても、法令を遵守し、国際的に認められた人権を尊重すべきです。国内法の規定と国際的に認められた人権の原則が相反するという事態に際しては、後者を尊重できるように、ぎりぎりまで追求することが大切です。企業が紛争影響地域で事業活動に関わる場合には、他のアクターによる人権侵害に企業が加担するリスクが高まる可能性があります。最近では、域外民事請求や、企業の刑事責任を規定する諸国の法制度が広がっており、企業の管理職や従業員が重大な人権侵害となる行為に対する責任を問われる可能性も出てきています。

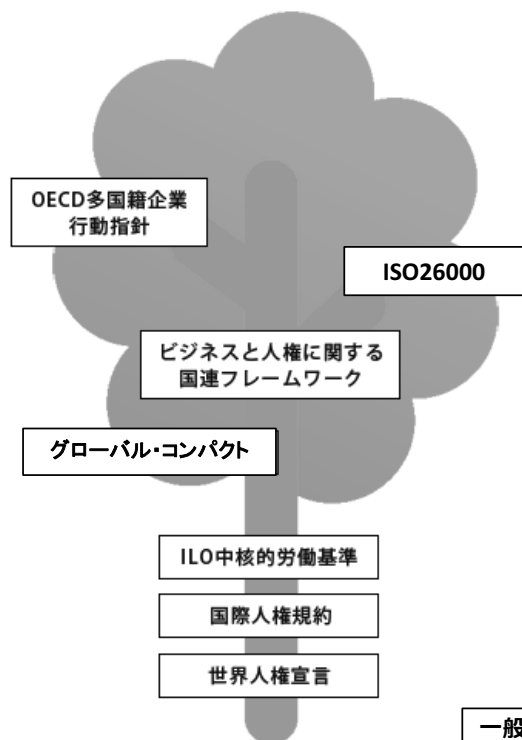
いくつかの人権への負の影響に同時に対処できない場合には、企業は、対応の遅れにより是正可能性を損なう影響とともに最も深刻な人権への影響を優先すべきです。なかでも後者への対応は最も緊急を要します。

III. 救済へのアクセス

国家の人権保護義務は、その領域と管轄内において侵害が生じた場合に、立法、司法、行政の手段を通じて、影響を受ける人びとが実効的な救済を受けられるようにしなければなりません。そのためには救済制度へのアクセスが保障されることが必要です。救済には、人権侵害を除去し、損害に対して補償することがありますが、救済を確保する制度は、公平であり、腐敗がなく、政治的その他の圧力から独立している必要があります。

救済制度は、ここでは便宜上「苦情処理メカニズム」と呼ばれますが、国家基盤型、非国家基盤型、司法的または非司法的プロセスと制度的な違いがあります。これらを通して企業活動によって引き起こされる人権侵害に対する苦情申し立てが可能となるのです。

司法的なものは国家基盤型に限られ、裁判所、その他の国家機関が関わるものです。非司法的なものは国家基盤型と非国家基盤型があります。非司法的苦情処理メカニズムは、その実効性を確保するためには、1) 正当性がある、2) アクセスできる、3) プロセスの流れの予測が可能である、4) 公平である、5) 透明性がある、6) 権利に矛盾しない、7) 継続的学習の源となる、という条件が満たされていることが重要です。企業内部や企業の連合体などで作る事業者レベルの苦情処理メカニズムでは、これに加えて、8) エンゲージメント及び対話に基づく、という条件が加わります。利用者となるはずのステークホルダー・グループとメカニズムの設計や運営について協議し、苦情に対処する際には対話を重視します。



「ビジネスと人権に関する指導原則」の影響力

「企業と人権」をめぐるさまざまな基準やガイドラインのベースには、世界人権宣言と国際人権規約、そしてILO中核的労働基準の考え方があります。

しかし、これらの考え方は企業に焦点を当てて整理されたものではないので、国際連合「保護・尊重・救済（protect / respect / remedy）」枠組を骨格として、具体的で、かつ実際の運用に役立つものとして、この「ビジネスと人権に関する指導原則」がまとめられました。

この指導原則は、さまざまなステークホルダーとの議論のプロセスの末にまとめられたために、高い説得性と正統性を持つことになり、その後の「企業と人権」をめぐる議論、そして基準やガイドラインに多大な影響を及ぼしてきました。



一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)

〒550-0005 大阪市西区西本町1丁目7-7 高砂堂ビル8階

TEL 06-6543-7003 FAX 06-6543-7004

Email : webmail@hurights.or.jp URL : <http://www.hurights.or.jp/japan/>

「ビジネスと人権に関する指導原則」の英語版と日本語の翻訳はヒューライツ大阪のウェブサイトから取得できます。

(<http://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/>)

EICC® 行動規範

EICC® (Electronic Industry Citizenship Coalition®、電子業界 CSR アライアンス) 行動規範とは、電子産業のサプライチェーンの労働環境が安全であること、そこで働く従業員が敬意と尊敬をもって処遇されること、そしてその業務が環境責任と企業倫理に則って遂行されることを目的とした統一基準を定めるものです。

当規範の対象となる電子産業に含まれるのは、電化製品の製造に使用される部品やサービスの設計、マーケティング、製造、供給に携わるすべての組織です。当規範は、電子産業のあらゆる事業が自発的に採用するものであり、事業への導入によって、そのサプライチェーンと下請業者（従業員の派遣会社も含む）にも適用されることになります。

当規範を採用して当事者（以降「当事者」）となるために、事業者は当規範への支持を言明した上で、規範に記載された管理体制に従って、当規範と基準への適合性を積極的に追求しなければなりません。

当事者は、当規範を、サプライチェーン全体のイニシアチブと見なさなければなりません。少なくとも、一次サプライヤーに対しては、当規範への賛同と実践を要請します。

当規範を採用する上で重要なことは、事業者が、すべての事業活動において、それを行う国の法令、規則、規定を完全に遵守して従事しなければならないということへの理解です。¹ 当規範は、すべての当事者が、法令を遵守するだけでなく、国際的に認められた、より高い基準に基づいて、社会や環境に対する責任と企業倫理を高めることを推奨しています。

EICC は、当規範の継続的な発展と実行において、ステークホルダーから定期的に情報を得ることに尽力します。

当規範は5つのセクションに分かれています。セクションA、B、Cはそれぞれ、労働、安全衛生、環境に関する基準を定めています。セクションDでは企業倫理に関する基準を加え、セクションEでは当規範への適合性の容認可能な管理システムの要点を説明します。

¹ 当規範は、労働者を含む第三者の新たな更なる権利を設けることを意図するものではありません。

A. 労働

当事者は、従業員の人権を守り、国際社会で理解されるような威厳と尊敬をもって処遇することに尽力します。これは、臨時採用、季節労働、学生、契約社員、直接雇用や、他のあらゆる就労形態の労働者など、すべての労働者に適用されます。当規範の策定にあたっては、付属文書に記載の通り、認知された基準を参考にしているため、これらの基準から、当規範を理解する上で有用な情報を得られるでしょう。

労働基準は以下のとおりです。

1) 雇用の自主性

強制、拘束（債務を含む）または年季契約労働、非自主的な囚人労働、奴隷や人身売買による労働力を用いてはなりません。これには、搾取目的での脅迫、支配、拉致、詐欺によって弱い立場にある人を移送、蔵匿、誘渡、または引き取りをすることが含まれる。すべての労働は自主的なものでなくてはならず、従業員はいつでも自由に離職するまたは雇用を終了することができます。雇用の条件として、従業員に、公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証の引き渡しを求めてはならない。法外な手数料は容認されず、労働者に課せられる手数料すべては、すべて開示されなければならない。

2) 児童労働の禁止

児童労働は、製造のどの段階においても用いてはならない。ここで言う「児童」とは、15歳未満（該国法が許可すれば14歳未満）、義務教育を修了する年齢または、該国において最低就労年齢未満で、最も高い年齢に満たない者を指す。あらゆる法令や規制に則った合法的な職場訓練プログラムの利用がサポートされていること。18歳未満の従業員を、健康や安全が危険にさらされる業務に従事させてはならない。

3) 労働時間

商慣行研究では、従業員の過労は、生産性の低下、離職率の増加、負傷や疾患の増加と明らかに関係しているという結果が出ている。週間労働時間は現地法で定められている限度を超えてはならない。また、1週間あたりの労働時間は、緊急時や非常時を除き、超過勤務時間を含めて週60時間を超えてはならない。さらに、従業員には1週間に最低1日の休日を与えること。

4) 賃金と給付

最低賃金、超過勤務、法定給付を含むすべての賃金関連法を遵守した上で、従業員に対し給与を支払わなければならない。超過勤務の手当は、現地法に準拠した上で、正規の時間を割増した金額で支給しなければならない。懲戒的な給与の減額は認められない。給与の支払い内容は、給与明細または同等の文書によって、適切なタイミングで従業員に伝えられること。

A. 労働（続き）

5) 人道的な処遇

当事者は、セクシャル・ハラスメント、性的虐待、体罰、身体的または精神的抑圧、言葉による虐待など、職場における嫌がらせや非人道的な扱いがあってはならないし、また、そのような扱いの脅威もあってはならない。これらの要件をサポートする懲戒方針や手続きを明確に定義して、従業員に伝達すること。

6) 不当差別禁止

当事者は、従業員がハラスメントや不法な差別を受けないよう尽力しなければならない。企業は、昇進、報酬、研修受講権利などの採用や雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族性、身体障害、妊娠、宗教、政治的指向、組合への加入または配偶者の有無に基づいて差別を行ってはならない。また、従業員または思込み従業員に対して、差別的な目的で利用される可能性のあるメディカルテストを実施してはならない。

7) 結社の自由

従業員と経営層間のオープンなコミュニケーションや直接的な関わりは、職場や賃金の問題を解決する上で最も効果的な方法である。現地法に準じて、従業員の結社の自由、労働組合への加入または非加入、抗議行動や労働評議会への参加の権利を尊重すること。従業員は報復、脅迫または嫌がらせを恐れずに、労働条件や経営慣行に関して、経営層と率直に話し合い、不満を共有することができる。

B. 安全衛生

当事者は、職場での負傷や疾病を最小限に抑制することに加えて、安全で健康な職場環境も、製品やサービスの質、製造の一貫性、従業員の定着や士気を高めるということを認識しなければならない。また、職場の衛生と安全の問題を特定し、解決するためには、従業員の情報提供と教育を継続的に実施することが重要であることも認識する必要があります。

当規範の策定にあたっては、OHSAS 18001 や ILO の労働安全衛生ガイドラインなどの広く認知された管理システムを参考にしているため、これらの基準から、当規範を理解する上で有用な情報を得られるでしょう。

安全衛生の基準は以下のとおりです。

1) 職場の安全

従業員がさらされる安全への潜在的な有害性（電気その他のエネルギー、火気、乗物、落下物などの危険）は、予防措置や安全対策（ロックアウト、タグアウト）および安全に関する継続的な訓練など、適切な設計や技術、管理手段を通じて制御されなければならない。このような手段によって危険要因を十分に制御できない場合は、よく整備された適切な保護用品を従業員に提供しなければならない。安全性の懸念を表明した従業員を処罰してはならない。

2) 緊急災害時への備え

非常時に起こりうる状況や事象を事前に特定し、評価すること。また、その場合の影響を最小化するために、次に挙げるような緊急対応策を準備すること。例）緊急時の報告、従業員への通知、避難方法、従業員の訓練、適切な火災探知システム、消火設備、適切な非常口設備、復旧計画。

3) 労働災害および疾病

労働災害や疾病の予防、管理、経過追跡、報告を行う手順やシステムを用意すること。これには、次の取り組みも含まれる。従業員による通報の促進、災害や疾病の分類・記録、必要な治療の提供、災害や疾病の調査および原因の排除に向けた是正措置の実行、従業員の職場復帰の促進。

4) 産業衛生

従業員の化学的、生物学的および物理的要因への曝露状況を特定、評価し、その状況を適切に管理すること。過度な曝露を抑制するために、技術的または管理的な手段を講じなくてはならない。これらの手段によって危険要因を十分に制御できない場合は、適切な個人用保護具プログラムによって従業員の健康を守らなければならない。

B. 安全衛生（続き）

- 5) **肉体的労働**
手動での運搬作業や、重い物の持ち上げまたは、その反復、長時間にわたる立ち仕事、非常に繰り返しの多いまたは、強い力を必要とする組み立て作業など、身体的に大きな負荷のかかる作業に伴う危険要因にさらされる従業員を特定、評価、管理すること。
- 6) **機械装置の安全対策**
製造機器、その他の機械の機械の危険度を評価すること。機械装置が労働者に負傷の危険を及ぼす場所については、安全装置やインターロック、防護壁等の安全対策が取られ、適正なメンテナンスが行われなければならない。
- 7) **衛生設備、食事、住居**
従業員は、清潔なトイレ設備、飲んで安全な水と衛生的な食品の備え、保管および食堂が利用できること。当事者または派遣会社から提供される寮施設は、清潔で安全に整備され、適切な非常口、入浴またはシャワー用温水、適切な温度管理と空調設備、適切な出入口のある安当バーソナル・スペースが準備されなければならない。

C. 環境保全

当事者は、国際的レベルの製品の製造には環境に対する責任が不可欠であることを理解します。製造の過程において生じる社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑え、同時に人々の健康と安全の確保に努めます。当規範の策定にあたっては、ISO 14001 や環境管理・監査制度（Eco Management and Audit System: EMAS）などの広く認知された管理システムを参考に行っているため、これらの基準から、当規範を理解する上で有用な情報を得られるでしょう。

環境の基準は以下のとおりです。

- 1) **環境許可証と報告**
必要とされる環境上の許可証（排出監視など）、承認、登録をすべて取得し、内容を最新に維持した上で、それらの運用および報告に関する要件を遵守しなければならない。
- 2) **汚染防止策と資源化**
製造・メンテナンス・設備運営のプロセスの改善や、原材料の代替・保全・リサイクル・再利用などにより、水やエネルギーを含むすべての無駄遣いを減らすまたはゼロにするよう取り組むこと。
- 3) **危険有害物質**
環境に放出された場合に害を及ぼす化学物質などを特定し、安全な取り扱い・移動・保管・使用・リサイクル・再利用・処理するよう管理しなければならない。
- 4) **排水と廃棄物**
業務、産業プロセスや汚物処理施設で発生した排水や廃棄物は、定められた通り特性評価、監視、管理、処理を行ってから排出または処理しなければならない。
- 5) **大気排出**
業務上発生する揮発性有機化合物（VOC）やエアゾール、腐食剤、粒子状物質、オゾン層破壊物質、燃焼により生じる副産物は、決められた通り特性評価、監視、管理、処理を行ってから排出しなければならない。
- 6) **製品の含有物質規制**
当事者は、リサイクル・廃棄のラベリングを含めて、特定物質の使用の禁止または制限に関して適用される法律、規制、顧客要求すべてを遵守しなければならない。

D. 倫理

当事者とその代理業者は、社会的責任を果たし、ビジネスの成功を実現するために、以下の事項を含む最高の倫理水準を維持しなければなりません。

- 1) **ビジネス・インテグリティ**
すべてのビジネス関係において最高水準のインテグリティを維持しなければならない。当事者はすべての贈収贈、汚職、恐喝、横領を厳しく禁止すること（あらゆる贈収贈の約束、申し出、供与、受領も対象とする）。業務上の取引はすべて、透明性をもって行い、当事者の会計帳簿と記録に正確に記録すること。また、汚職防止の法令を確実に遵守するため、監視や実施処置が行われなければならない。

- 2) **不当な利益**
賄賂または、他の手段での過度のもしくは、不当な利益を得る行為を、申し出ることも、受けることもしてはならない。

- 3) **情報の公開**
事業活動、経営構造、財政状況や業績に関わる情報は、適用される規制と業界の慣例に従って開示されること。サプライチェーン内で、記録の改ざんや、事業状況または実践の虚偽の報告があってはならない。

- 4) **知的財産権**
知的財産権は尊重され、技術やノウハウの移転は知的財産権が守られた形で行うこと。

- 5) **公平な事業、広告、競争**
公平な事業、広告、競争水準が維持されなければならない。顧客情報を保護する適切な措置を取る。

- 6) **アイデンティティの保護**
何らかの告発²を行ったサプライヤーや従業員の秘密を守り、保護するプログラムを整備すること。

- 7) **責任ある鉱物調達**
当事者は、その製品に含有されるタンタル、すず、タングステン、金が、コンゴ民主共和国とその近隣国における深刻な人権侵害の加害者である武装グループに直接または間接的に資金や利益を提供するものではないことを合理的に保証するためのポリシーを制定しなくてはならない。当事者は、鉱物の原産地と流通過程についてデューデリジェンスを実施し、また、顧客の要望に応じてその調査手段を顧客に開示すること。

² 「告発」の定義：企業の従業員もしくは幹部、または役人や公的機関による不適切な行為に関する情報を提供すること。

D. 倫理 (続き)

- 8) **個人情報の保護**
当事者は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など、事業に関わるすべての人物の個人情報、期待される妥当な範囲で保護しなければならない。個人情報の収集、保管、処理、移転、共有を行う場合は、プライバシーと情報セキュリティに関する法令と規制要件に従うこと。

- 9) **報復の禁止**
当事者は、従業員が報復の恐れを感じることなく懸念を表明できるよう、コミュニケーションプロセスを用意すること。

E. 管理システム

当事者は、当規範を遵守するための管理システムを採用、もしくは構築しなければなりません。
管理システムは、(a) 当事者の事業や製品に関連して適用される法令、規制、顧客要求の遵守、
(b) 当規範への適合、(c) 当規範に関連する業務リスクの明確化と低減を確実に行うように設計
されなければなりません。また、継続的改善を促進するものでなければなりません。

管理システムは以下の要素を含まなければなりません。

- 1) **企業のコミットメント**
経営幹部によって承認された、当事者のコンプライアンスと継続的改善を実践することを
確約する企業の社会・環境的責任方針声明。
- 2) **経営のアカウンタビリティとレスポンスビリティ**
当事者は、管理システムと関連プログラム実施を確実にする社内代表責任者を明確にする。
シニアマネジメントは、管理システム状況の定期的なレビューを行う。

- 3) **法律と顧客要求**
当規範の要件を含めた、適用される法令、規制、顧客要求事項を特定、監略、理解する
プロセス。

- 4) **リスク評価とリスク管理**
当事者の事業活動に関わる環境、安全衛生³、労働慣行と倫理上のリスクを特定するプロセス。
各リスクの相対的な重要度の判定、特定したリスクの管理と法令遵守のための手続きと物
理的統制の実施。

- 5) **改善目標**
当事者の社会・環境的責任パフォーマンスを向上させるために、目標の達成評価の定期的
な実施も含め、パフォーマンス目標、ターゲットと実行計画を明文化。

- 6) **研修**
当事者の方針、手続き、改善目標を実施し、適用される法令と規制要求を満たすための、
管理職や従業員を対象にした研修プログラム。

- 7) **コミュニケーション**
当事者の方針、実践、期待、パフォーマンスに関する情報を正確にわかりやすく、従業員、
サプライヤーおよび顧客に伝えるプロセス。

³ 環境と安全衛生のリスク評価の対象には、製造現場、倉庫・貯蔵施設、工場や設備の支援機材、研究所と
試験エリア、衛生設備（化粧室）、キッチンとカフェテリア、従業員に提供される住宅や寮が含まれます。

E. 管理システム（続き）

- 8) **従業員のフィードバックと参加**
当規範に記載された実践事項や条件に関して、従業員の理解度を評価し、従業員からフィード
バックを得て、継続的な改善を図る継続的なプロセス。

- 9) **監査と評価**
社会・環境責任に関する法令と規制、当規範の項目、顧客からの要求への遵守を確認する
ための、定期的な自己評価。

- 10) **是正措置プロセス**
社内または社外での評価、検査、調査、レビューによって見つかった欠陥や不備を、適切な
期間内に是正するプロセス。

- 11) **文書化と記録**
プライバシー保護のための適切な機密管理を行った上での、法令遵守と社内要件に応じた
文書と記録の作成と保存。

- 12) **サプライヤー責任**
規範が定める要件をサプライヤーに伝え、その遵守状況を監視するプロセス。



参考

当規範の策定にあたっては、以下の基準を参考にしているため、これらの基準から、当規範を理解する上で有用な情報を得られるでしょう。以下の基準は、それぞれの当事者により承認されているとは限りません。

<http://www.sec.gov/about/laws/wallstreetreform-cpa.pdf>
Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act（ドッド・フランク法）

www.quality.co.uk/emas.htm
EMAS（Eco Management & Audit System、環境管理・監査制度）

www.ethicaltrade.org/
Ethical Trading Initiative（倫理的貿易イニシアチブ）

国際労働機関（ILO）の労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン
www.ilo.org/public/english/protectio/safework/cops/english/download/e000013.pdf

国際労働機関（ILO）の国際労働基準
www.ilo.org/public/english/standards/norm/whatare/fundam/index.htm

ISO 14001
www.iso.org

National Fire Protection Agency（全米防火協会）
www.nfpa.org/catalog/home/AboutNFPA/index.asp

OECD のデューリジェンスガイドライン
http://www.oecd.org/document/36/0,3746,en_2649_34889_44307940_1_1_1_1,1_00.html

OECD の多国間企業ガイドライン
www.oecd.org

OHSAS 18001
www.bsi-global.com/index.xalter

世界人権宣言
www.un.org/Overview/rights.html

国連腐敗防止条約
www.unodc.org/unodc/en/crime_convention_corruption.html

国連グローバルコンパクト
www.unglobalcompact.org

SA 8000
www.cepa.org/

SAI
www.sa-intl.org

EICC 行動規範 v4.0

11



改訂履歴

バージョン 1.0 - 2004 年 10 月発行。

バージョン 1.1 - 2005 年 5 月発行。EICC 形式への変換と、ページレイアウトのわずかな修正のみ。内容の変更はなし。

バージョン 2.0 - 2005 年 10 月発行。複数の規定を修正。

バージョン 3.0 - 2009 年 6 月発行。複数の規定を修正。

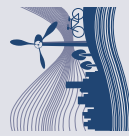
バージョン 4.0 - 2012 年 4 月発行。複数の規定を修正。

◆◆◆

EICC 行動規範の初版は、電子機器製品の製造に携わる多くの企業によって、2004 年 6 月から 10 月にかけて作成されました。企業は、本規範を採用することが推奨されています。詳しい情報は、www.eicc.info をご覧ください。

EICC 行動規範 v4.0

12



第4章

世界をリードするグリーン成長国家の実現に向けて

第1章で見たとおり、リオ＋20では「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済」がテーマの一つとなっており、2011年には、**国連環境計画（UNEP）**が「グリーン経済」を発表、**経済協力開発機構（OECD）**が「グリーン成長に向けて」を採択しています。また、2010年のG20のウル・サミット文書、2010年のAPEC首脳の成長戦略、2011年のG8ドーヴィル・サミット首脳宣言においても、グリーン経済・グリー

ン成長に係る記述が盛り込まれており、グリーン経済・グリーン成長の実現に向けた取組は、昨今の国際的な潮流となっています。
イノベーションに関する世界と我が国の現状を、第2節以降では、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現に向けた我が国の取組の具体例を、それぞれ併載していきます。

第1節 グリーン経済とグリーン・イノベーション

1 グリーン・イノベーションとは

環境と経済の間には密接なかわり合いがあります。世界が直面する環境問題に対応していくためには、第1章で見たように、双方を単にトレードオフの関係として捉えるのではなく、持続的な好循環を生み出し、ていく関係として、その実現を目指すことが重要となります。こうした社会のシステムを実現させる上で大きな原動力となるのが、「グリーン・イノベーション」、すなわち、エネルギー・環境分野におけるイノベーションです。

「イノベーション」という言葉について、我が国では、かつて経済白書で「技術革新」と訳されていたこともあり、「技術上の発明」という意味で用いられることが一般的でした。一方、オーストラリアの経済学者である「シュンペーター」は、新しいビジネスモデルの開拓なども含めたより一般的概念としてイノベーションを捉えており、5つの類型として、「新しい財貨（あるいは新しい品質の財貨）の生産」「新しい生産方法の導入」「新しい販路の開拓」「原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得」「新しい組織の実現（独占的地位の形成やその打破）」を提示しています。また、長期戦略指針「イノベーション25」（2007年（平成19年）6月閣議決定）でも、「技術の革新にとどまらず、これまでもとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」として定義しています。このように、イノベーションは技術開発だけではなく、新たな価値の創出や社会システムの変革・社会実装を含む、総合的な概念であるということができます。



第4章 世界をリードするグリーン成長国家の実現に向けて

表4-1-1 グリーン・イノベーションに関する各国の取組

英国	・ 海上風力や水力といった再生可能エネルギー分野をはじめ、低炭素型の自動車や船舶、化学産業の低炭素化など幅広い分野において、英国の産業競争力を強化するための行動計画を策定。 ・ 2015年までに40万人の雇用を創出。
ドイツ	・ 2050年温室効果ガス排出量80.95%削減（1990年比）に向けたガイドライン。 ・ 2050年までに、最終エネルギー消費のうち60%を再生可能エネルギーで賄うことを目標とする。
アメリカ	・ 2009年2月に可決した復興刺激法案、総額7870億ドルのうち、940億ドルをエネルギー、再生可能エネルギー、水、廃棄物、大量転送線網など環境分野の投資に充当。 ・ 省エネ、再生可能エネルギープログラム等によって、2012年までに約72万人分の雇用創出を想定。
中国	・ 2011年から2015年までの5年計画。 ・ 2015年までにGDP当たり二酸化炭素排出量を2010年比で17%削減することを目標とする。 ・ 2011年～2015年の間、環境関連産業に約4680億ドルを投資予定しており、産業の規模は2015年に約7430億ドルに達する見込み。 ・ 削減目標を達成するため、2011年11月に中国環境税は二酸化炭素削減の行動計画を策定した。
韓国	・ 低炭素型グリーン成長のビジョンを発表。 ・ 3つの方向性と10の個別分野で目標を設定しており、実施期間は2009年から2013年の5年計画。 ・ 1410～1600億ドルの総投資、156～181万人の雇用がグリーン産業によって創出される見込み。

資料：環境省

2. グリーン・イノベーションを実現させるための施策

前項で見たとおり、イノベーションは新たな価値の創出や社会システムの変革・社会実装を含む総合的な概念であり、これを実現させるためには、さまざまな側面から政策的支援を行うことが効果的であるといえます。本項では、イノベーションの実現を下支えする役割を果たす施策について、主に技術開発と金融の観点から見ていきます。

(1) グリーン・イノベーションと環境技術

ア) 環境研究・環境技術開発の目指すべき方向性

新たな技術を生み出すための投資である技術開発は、イノベーションにおける一つの重要な側面であるといえることができます。我が国には、公害やオイルショックといった課題を乗り越えながら国際競争の中で世界トップレベルの環境技術力を培ってきたという歴史があります。その一層の拡大を図り、世界と我が国の環境問題の解決に向けて、積極的に貢献していくことが重要です。

技術開発による成果を効果的にあげるためには、出口を見据えた研究開発の重点化が重要となります。中央環境審議会は、中長期（2020年、2050年）のあるべき姿をにらみながら今後5年間で取り組むべき環境

研究・技術開発の重点課題やその効果的な推進方策を明らかにした答申として、2010年（平成22年）6月「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（以下「推進戦略」という）を取りまとめました。同戦略では、持続可能な社会の構築に向けて、①低炭素化社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全が確保される社会の達成を目指すこととしており、これら4つの個別領域の研究・技術開発に加え、中長期のあるべき社会像に関する総合的研究（全領域共通分野）、複数の領域にまたがる横断的研究（領域横断分野）、技術の社会実装を進めるためのシステム構築や社会シナリオ等の研究を進めることとしています（表4-1-2）。2011年（平成23年）7月には推進戦略の第1回のフォローアップが行われ、例えは全領域共通の課題として、資源の戦略的利用にとまなう安全・安心の確保、気候変動及びその対策と持続可能性との相互関係の明確化、あるべき社会への転換に向けての動機付けとそのプロセスの同等等の学際的課題への取組の強化等が必要であるとの認識が示されました。

イ) 環境技術の普及のための政策支援

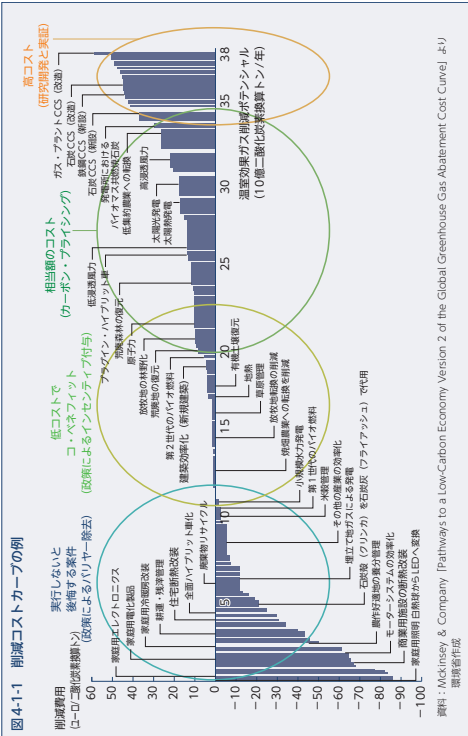
推進戦略において示された方向性の下、新しい技術の普及を進めていくに当たっては、その技術の成熟度

表4-1-2 環境研究・環境技術開発の推進戦略における各領域とその重点課題

領域	重点課題
全領域共通	1. 長期的なビジョンの中でのあるべき社会（持続可能な社会）に係る研究 2. 持続可能な社会への転換に係る研究 3. アジア地域をはじめとした国際的課題への対応 4. 複数国に跨りて参与するWIN-WIN型の研究開発 5. 後進国へのトレーニングを伴った研究開発 6. 環境要因による社会への影響と適応
削減技術	7. 低炭素で気候変動に柔軟に対応するシナリオづくり 8. エネルギー需要分野での低炭素化技術の推進 9. エネルギー供給システムでの低炭素化技術の推進 10. 地球温暖化対策の策定と適応
低炭素社会① 脱炭素社会	11. 3R・公正な環境 12. 熱効率の向上 13. レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築
低炭素社会② 環境社会	14. 生物多様性の確保 15. 国・水・自然資源の持続的な保全と利用 16. 化学物質等の持続可能なリスク・管理性を考慮したリスクの評価・管理
自然社会① 自然社会② 自然社会③ 自然社会④ 自然社会⑤ 自然社会⑥ 自然社会⑦ 自然社会⑧ 自然社会⑨ 自然社会⑩ 自然社会⑪ 自然社会⑫ 自然社会⑬ 自然社会⑭ 自然社会⑮ 自然社会⑯ 自然社会⑰ 自然社会⑱ 自然社会⑲ 自然社会⑳ 自然社会㉑ 自然社会㉒ 自然社会㉓ 自然社会㉔ 自然社会㉕ 自然社会㉖ 自然社会㉗ 自然社会㉘ 自然社会㉙ 自然社会㉚ 自然社会㉛ 自然社会㉜ 自然社会㉝ 自然社会㉞ 自然社会㉟ 自然社会㊱ 自然社会㊲ 自然社会㊳ 自然社会㊴ 自然社会㊵ 自然社会㊶ 自然社会㊷ 自然社会㊸ 自然社会㊹ 自然社会㊺ 自然社会㊻ 自然社会㊼ 自然社会㊽ 自然社会㊾ 自然社会㊿	17. 環境保全・大気汚染の削減

出典：環境省「環境研究・環境技術開発の推進戦略」

図4-1-1 削減コストカーブの例



に広げた形で適切な政策対応を行う必要があります。ここでは温室効果ガス削減対策を例に、環境技術の普及に関する政策支援のあり方について見てみましょう。図4-1-1は、世界における温室効果ガス削減対策を要する削減コストカーブの例です。削減費用は、省エネルギーによる光熱費の削減効果等によってはマイナスの値をとることもあります。こうした対策は実行に移したほうが経済的利益を得ることができるといえます（図4-1-1）において左方に位置す

る対策)。一方、削減ポテンシャルこそ大きいものの削減費用が高い対策は、研究開発や実証を通じて、対策の正味コストの低減を図っていくことが必要となります（図4-1-1）において右方に位置する対策）。なお、削減費用の数値については、機器等のインシヤルコストや耐用年数、ランニングコストなど、前提条件によって大きく変わってくることに留意が必要です（図4-1-2）。

削減費用が大きな値を取る対策については、研究開発等によって生産性の向上とコストの削減を図っていく必要があります。ここでは、国による研究開発プロジェクトが成果を挙げた例として、太陽光発電の研究開発に対する国の支援プロジェクトについて見てみましょう。我が国の太陽電池生産量は、長らく世界一を続け、2005年までは世界シェアの約半分を占めるなど、世界をリードする存在でした。また変換効率においては、今も世界最高水準を維持しています。これらのアドバ

ンテージは、我が国におけるこれまでの研究開発の成果であると考えられます。しかしその後、日本の太陽電池生産の世界シェアは減少し、2008年には1.3%、中国の後塵を拝する状況になりました（図4-1-3）。そこで、太陽光発電「世界一」奪還に向けて、次世代技術開発プロジェクトが開始されています。太陽電池の重要な性能の一つに、光のエネルギーを電気エネルギーに変換する「変換効率」があります。現在、導入されている太陽電池の約80%を占めるシリコン結晶の太陽電池は、市販製品で最高20%程度の効率率を有しています。太陽光発電をさらに普及させていくためには、狭い面積でも十分な発電量が得られるように、この変換効率を向上させていくことが重要なポイントとなります。

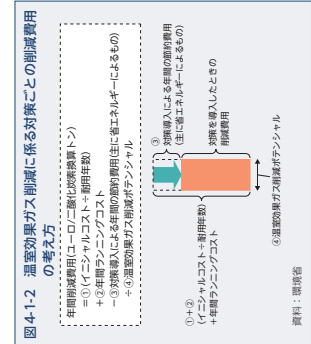


図4-1-3 世界における太陽電池生産量の推移

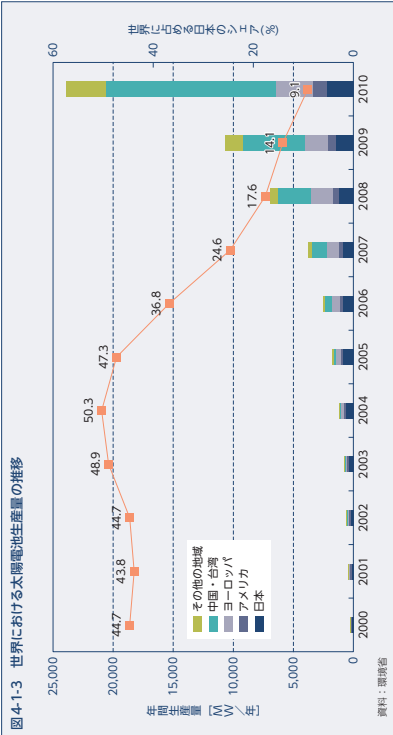
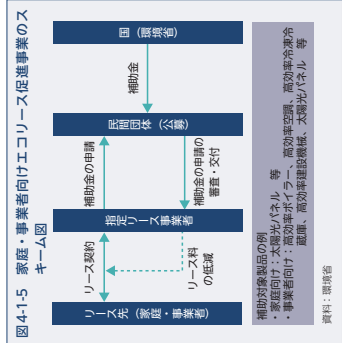
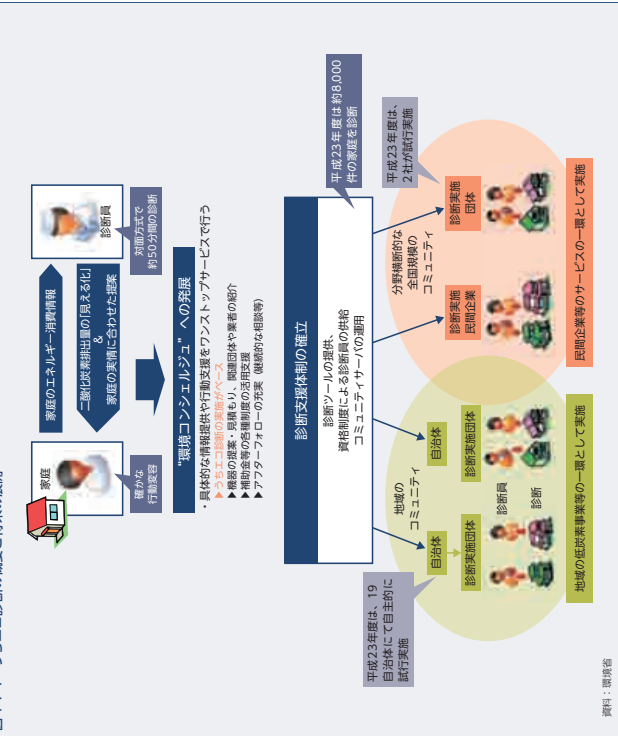


図4-1-4 うちエコ診断の概要と将来の展開



ある「二酸化炭素削減ポテンシャル診断・対策提案事業」では、環境省が派遣する診断機関が、工場やビル等における設備の導入・運用状況等を無料で計測・診断しており、二酸化炭素削減、節電のために有効と考

平成23年度より、家庭・中小企業等が現金なしのリースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料の一部について補助を行う事業を開始しました(図4-1-5)。具体的には、リース料総額の3%の補助を行います。なお、平成23年11月からは、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定して補助率を10%に引き上げています。本事業は、23年度におい

コラム 我が国の環境技術の国際優位性について

グリーン・イノベーションによる環境技術の革新を促すには、優位性を持つ環境技術の国際標準をタイムリーに獲得していくなど知的財産戦略なども含めた総合的な対応を国を挙げて進めていくことが重要となります。

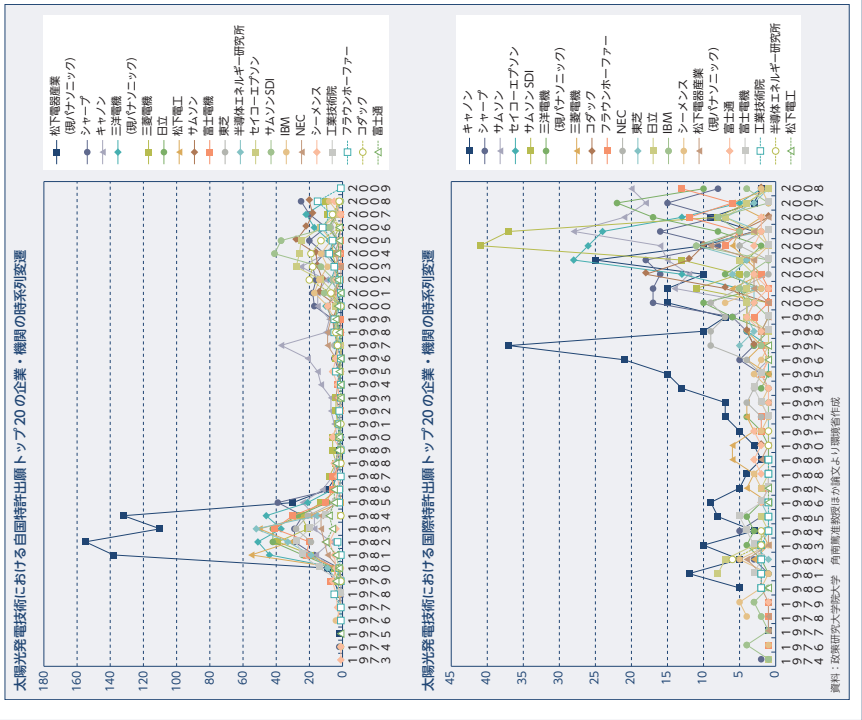
この点については、環境技術についての国際、国内特許出願数の時系列変遷等を分析した「平成23年度 環境経済の政策研究 日本の環境技術の優位性と国際競争力に関する分析・評価及びグリーン・イノベーション政策に関する研究(角南篇 政策研究大学院大学准教授ほか)」において詳しく分析されています。

例えば太陽光発電技術については、我が国は1970年代のオイルショック等を踏まえ、サブライサイドを重視した政策支援をサンシャイン計画等に基づき進めてきましたが、我が国の関連企業の国内、国際の特許出願数に変遷について分析すると、我が国に優位性のあった環境技術の知的財産管理に世界戦略の視点が十分でなかったことや、需要サイドの刺激策などによって日本企業の優位性が確立しきれなかったことが分かります。

下記2つのグラフのとおり、我が国の政策支援の結果として1980年代前半の関連技術の国内特許出

願数においては日本メーカーが他国メーカーを上回っていましたが、国際特許出願数においては、技術的に優位であった同年代においても国内特許ほどの出願数は見受けられません。さらに、ドイツ等で太陽光発電などの再生可能エネルギーについての固定価格買取制度といった需要サイドを重視した政策が導入され世界的に太陽光発電市場の拡大が進んだ2000年代以降の国際特許出願数においては、技術的に優位にあったはずの日本のメーカーではなく、外国のメーカーが多数に上っていることが分かります。これは、1980年代には日本企業の国内特許出願が進みましたが、その特許が切れる20年後の2000年以降に外国メーカーの国際特許の出願数が増えていることとの関係性を踏まえる必要があります。

これはあくまで特許データを基にした分析結果ですが、我が国の優れた環境技術を国際標準として広く普及を促し世界的な市場を獲得していくためには、ある時点で優位性を持つ環境技術については、中長期的な視野を持って供給サイド、需要サイドの両面から国内市場における普及を促すのみならず、国際的な潮流も見据え、知的財産戦略等も含めた国際面を重視した総合的な政策支援を行う必要があることを示しています。



では、ゼロ・エミッション住宅・建築物（断熱化、高効率給湯器、省エネ家電等）、再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等）などに今後10年間で数十～100兆円程度の追加的な資金が必要と見込まれていきます。地球温暖化対策をはじめとする環境の保全のための取組に対して、的確に資金を供給することが、金融の大きな役割として期待されています(表4-1-3)。

もう一つは、企業行動に環境への配慮を組み込むとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資です。環境という社会のニーズに応える企業に対して資金を供給することは、CSR（企業

(2) グリーン・イノベーションと環境金融

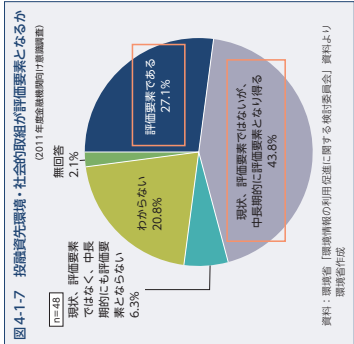
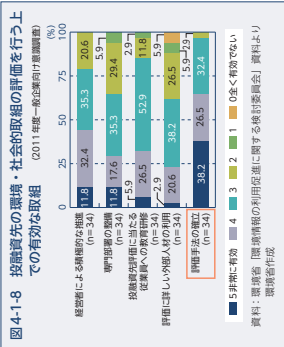
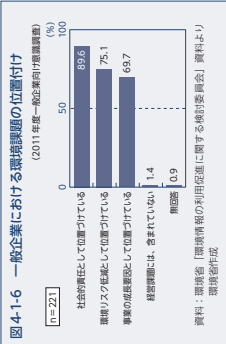
グリーン・イノベーションの推進に当たっては、1,400兆円を超える我が国の個人金融資産を含め、国内外の資金が、環境保全に資する事業活動に対して効率的かつ十分に供給されることが重要です。

環境金融の具体的な役割は大きく分けて二つあります。一つは、環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資です。その具体的な資金使途は多岐にわたりますが、例えば地球温暖化対策について、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣政策）」

表4-1-3 金融面での支援の概要

融資	保証	主な主体
プロジェクトファイナンス	企業の信用力や担保価値に依存するのではなく、経営/ノウハウや技術力等に拠る。事業そのものがキャッシュフローによって返済能力を確保する仕組み。一般的には、その事業を担ったために新たに設立された特別目的会社(GPC: Special Purpose Company)へ融資が行われる。	都市銀行、地方銀行、日本政策投資銀行等
投資(株式取得)	資金を担保(＝株式取得)して会社の所有者(株主)となること。資本金は返済する必要も利息も支払う必要もないが、株主は経営権(株主総会での投票権)を持つ。	ベンチャーキャピタル、一部銀行、信用金庫、主幹保証等
投資ファンド	組合に投資家が資金を出し、運用会社がその資金を株式や不動産、あるいは特定の事業などに投資し、その運用で得た利益を投資家に分配する。	民間投資会社(運用はベンチャーキャピタル等)

資料：環境経済産業局「平成18年度産業公営総合対策調査 広域開発部における環境技術シーズの事業可能性調査報告書」より(環境省作成)



スクとして位置づけされており、経営上の重要な課題となつています(図4-1-6)。また、多くの金融機関にとつても、社会的な要請の高まりのみならず顧客企業への持続可能な投融資(顧客におけるリスク低減、顧客の持続的な事業成長)の観点から、中長期的に環境課題への対応を含めた企業の評価が必要になっていると考へられます(図4-1-7)。一方で、こうした環境配慮型の投融資判断に当たっては、金融機関における環境課の実には、その評価手法が十分に確立になっていないことが課題となっています(図4-1-8)。

このような評価手法の確立のためには、環境情報が適切に開示されることが不可欠です。そこで、我が国では、2004年(平成16年)に公布された環境情報の提供の促進等に関する特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)において、大企業に環境配慮等の状況の公表に努めるよう求めています。さらに、企業による環境報告書の作成を支援するために国が指定している環境報告ガイドラインについても、投資家の視点を加味した環境報告に関する個々の論点を盛り込むべく、「環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会」において、その改訂が検討されています。

表4-1-4 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則
(21世紀金融行動原則)

問第1項 自らが主たるすべての資本と役員を管理し、持続的アプローチの利便も高める、それらを認めること、持続的アプローチの利便の形成に持続的アプローチの取組を促進する。

問第2項 事業の形態に代表される。持続可能な社会の形成に寄与する企業との提携と競争力向上に関するグローバル・サード・セクター・提携を通じ、持続可能なグローバル・バリューチェーンの構築を促進する。

問第3項 地域に根拠をもち持続可能な向上の取組に立ち、中小企業などのコミュニティ型で協働する取組の向上、実需の創出がコミュニティ型で協働する取組を促進する。

問第4項 技術革新と持続可能な社会は、多様なネットワークノードがあるネットワーク型で協働する取組を促進する。ネットワーク型で協働するだけでなく主体的な取組によるものとする。

問第5項 社会の価値の向上の取組を通じて、教育、健康、エネルギー、環境の価値の向上の取組に積極的に参加し、サプライヤーにも価値の向上に寄与するものとする。

問第6項 上場の可能性を高める取組が実質的であることと、取組の持続可能性を高めることとを同時に促進する。

問第7項 上場の取組を目標としていて持続的に促進するために、市場や社会の価値向上に対する社会の役員・職員の上を促進する。

出典：「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」

7

我が国における環境金融の取組事例

また、環境金融の普及・促進に向けて自主的な取り組みとして、約30社の国内金融機関が連携し、2011年（平成23年）1月に「環境金融への取組の輪」を設けていた。この取組の輪は、環境金融の取組の輪を通じて、社会全体の行動原則として「持続可能な社会の形成に向け『金融・銀行』の役割」として「持続可能な社会の形成に資する金融活動の推進」（2）として「金融・銀行」の役割を定めました。

同原則は、「持続可能な社会の形成のために果たすべき行動指針」として「行動計画」を示しており、また、具体的な行動方針として、「預金・貸付・リース業務」「証券・投資・信託業務」「運用・証券・貸付・リース業務」「国際金融・海外展開」「その他」の5つのガイドラインをあげて策定されています（表4-1-4）。同原則には、2012年4月時点での180の金融機関が署名しています。2012年3月には署名金融機関による第1回総会が開催され、署名金融機関の共有コミュニケーションプラットフォーム構築、署名金融機関の相互支援が図られました。

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」にあるように、持続可能な社会の形成のために金融機関が果たすべき責任と役割は非常に大きいということができます。ここでは、個々の金融機関が実際にやっている環境金融の取組事例について、見てみましょう。

株式会社日本政策投資銀行(DBI)は2004年(平成16年)、世界で初めて、独自に開発したスクリーニングシステムにより企業の環境経営度を評価し、得点に応じて3段階の金利を適用する「DBI環境格

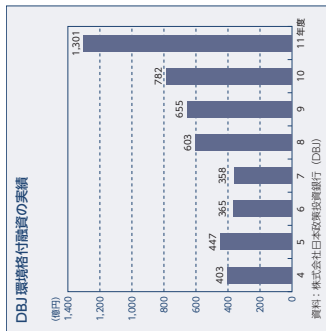
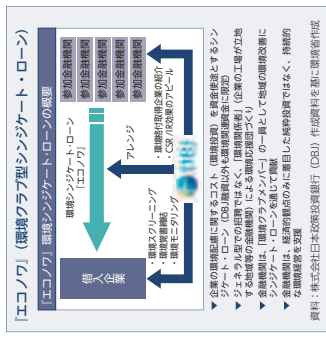


図4-1-9 グリーン化された市場のイメージ

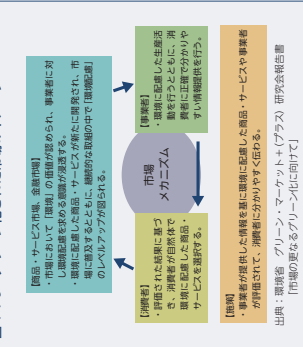
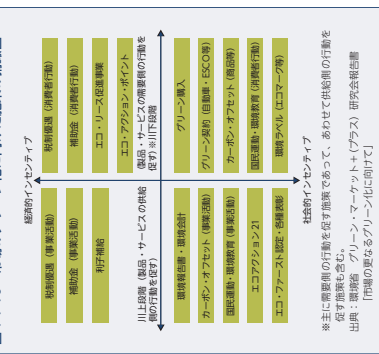


図4-1-10 市場のグリーン化に向けた施策の俯瞰図



参考資料：グリーンエコノミーの国内外動向に関するリンク集

●官庁関係

外務省・外交政策・地球環境・国連持続可能な開発会議(リオ+20)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html

外務省・外交政策・地球環境

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/>

外務省・ODA ホームページ・環境（分野をめぐる国際潮流）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/environment/>

環境省・地球環境・国際環境協力

<http://www.env.go.jp/earth/>

環境省・大臣記者会見・談話等・「グリーン成長の実現」と「再生可能エネルギーの飛躍的導入」に向けたイニシアティブ

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h24/s0831.html>

環境省・グリーンマーケット+（プラス）研究会

<http://www.env.go.jp/policy/g-market-plus/com.html>

環境省・環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>

経済産業省・政策一覧・エネルギー・環境

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/index.html

国土交通省・環境

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/>

農林水産省・環境政策

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/>

●国際関係

リオ+20 公式ホームページ(英文)

<http://www.uncsd2012.org/rio20/index.html>

UNEP・グリーンエコノミー(英文)

<http://www.unep.org/greeneconomy/>

OECD・グリーン成長（英文）

<http://www.oecd.org/greengrowth/>

TUNZA・2012 年

<http://www.ourplanet.jp/tunza/2012.html>

国際連合広報センター・グリーン経済をめざして・持続可能な発展と貧困の撲滅への道筋 - 政策立案者のための統合的方策

http://unic.or.jp/unic/single_event/2070

●企業関係

大和総研・環境・社会・ガバナンス（ESG）

<http://www.dir.co.jp/research/report/esg/>

富士通総研・リオ+20 をいかに企業戦略に活かすか

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/column/opinion/201206/2012-6-4.html>

フルッタフルッタが目指すアグロフォレストリーマーケティングとは・グリーンエコノミー

<http://www.frutafruta.com/greeneconomy/index.html>

Global Reporting Initiative

<https://www.globalreporting.org/>

Rain Forest Alliance・認証、検証、適合審査サービス

<http://rainforest-alliance.org/ja/certification-verification>

●メディア関係

日経エコロジー・「グリーンエコノミー」を考える

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/opinion/20120607/233062/?rt=ocnt>

アゴラ・言論プラットフォーム・国連サミット「リオ+20」参加報告 合意文書の解説（上）

<http://agora-web.jp/archives/1481533.html>

急速な企業の意識向上が求められる「自然資本」とは？（新規連載「グリーンエコノミー」第一回）

<http://www.globis.jp/2240>

朝日地球環境フォーラム 2012・未来をひらく―持続可能なくらしと社会― グリーン経済と企業戦略を考える

http://www.asahi.com/eco/forum/presen/theme3_3_1.html

●NGO 等

リオ+20 国内準備委員会

http://www.mri.co.jp/SERVICE/thinktank/kankyoku/2030913_1458.html

IGES: Rio+20・グリーン経済

<http://www.iges.or.jp/jp/rio20/ge.html>

THE CLIMATE EDGE リオ+20 会合でのグリーン経済議論の考察

<http://climate-edge.net/?p=3048>

GREEN.TV JAPAN

http://www.japangreen.tv/gtv_geconomy

持続可能な森林経営のための勉強部屋

http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/index.html

WWF・Rio+20 開催記念シンポジウム報告・グリーンエコノミー時代を生き抜く「地球一個分の企業」とは？

<http://www.wwf.or.jp/activities/2012/09/1088727.html>

市民のための環境公開講座 2012

<http://www.sjef.org/kouza/kouza2012/>

ECO ネット東京 62・エコアカデミー

<http://all62.jp/ecoacademy/15/01.html>

togetter グリーン経済まとめ 2012/06/27

<http://togetter.com/li/328143>



グリーンエコノミーフォーラム

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401

電話：03-3556-7323 Fax：03-3556-7328

URL：http://geforum.net/

発行責任者：足立治郎（グリーンエコノミーフォーラム理事）

本レポートの作成・発行には、「環境再生保全機構地球環境基金」の助成を受けています。

※グリーンエコノミーフォーラムは、NGO・事業者・研究者・政策担当者等の多様なセクターの連携による、環境・社会問題解決に資す経済推進のためのフォーラムです。